

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第12号

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則

京都市南部区画整理事務所規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「京都市伏見区下鳥羽但馬町134番地」を「京都市伏見区深草五反田町112番地」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)